

公開・非公開の別	【開催日】平成 27 年 5 月 25 日（月） 【時 間】19 時 00 分～21 時 00 分 【場 所】岸和田市役所新館 4 階 第 2 委員会室	【傍聴人数】4 名 【傍聴室】 岸和田市役所新館 4 階第 2 委員会室		
公 開				
【名称】平成 27 年度第 1 回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《説明員》保健福祉部：森下理事 福祉政策課：重田参事、鈴木主幹 文化国際課：大西課長、田宮参事 産業政策課：池内課長、田中参事、泉本主査 《事務局》企画調整部：森口部長 行政改革課：春木課長、津田参事、大田主任				
【議題等】				
1. 委員委嘱				
2. 委員長・副委員長選出				
3. 公募施設の次期指定管理者選定における審査基準について				
(1) 高齢者ふれあいセンター朝陽 (2) 自泉会館 (3) 浪切ホール及び旧港地区立体駐車場				
【会議録概要】				
●委員委嘱				
●委員互選により、委員長に中川委員、副委員長に山本（宏）委員を選出。				
●過半数委員の出席により、委員会は成立。				
——「高齢者ふれあいセンター朝陽」について—— （福祉政策課が施設概要等説明）				
以下、質疑。				
委 員：審査基準の「エ①地域、地元関係団体、ボランティア等との連携が図られているか」は、 「イ⑥地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか」と同じなので、こ れでよろしいか。募集要項案の(7)市が推進する施策に準拠した管理運営の箇所に、福祉 分野の各種計画を総合し、今後総合的に行うという記載がある。むしろこの新しい地域 福祉事業の基本的な展開方法が審査基準エに入るのではないかと思った。同じ項目が上				

にも下にもある。特出しするということは、新しいことなのではないか。

説明員：誤りで。重複していますので、イ⑥を削除します。新しい地域福祉計画を踏まえた審査の視点も加えたいと思います。

委員：福祉分野の各種計画を総合化するというのは良い。そこから拾っていただいたほうがいいのではないか。クラブというのがよくわからない。利用の平等という視点のところで伺いたいが、おまつりのところでクラブの参加者とあるが、これはこの施設にそうゆうサークルとかクラブとしてあるのか。一般利用者とクラブの関係が、審査基準案の「平等な利用」でカギになる。クラブの運用実態について教えてください。

説明員：講座は館の事業としてその時に参加する高齢者の方、一方これまでに講座を受けておられて卒業後に自主的に集まられている方々をクラブ生ということで区分しています。

委員：クラブ生は何人ぐらいいらっしゃって、利用について一般の方との差異はありますか。どの地域から何人ぐらいの方が来られて、その方達がこの施設の利用にあたって特典のようなものはあるのか。

説明員：講座については把握しているが、クラブ生の利用状況については把握した資料がありません。

委員：審査基準案「ア①一部の利用者に対して不当な利用制限他不適当な優遇措置が存在していないか」というのがあるので、クラブの運営実態について分かればまた追加で教えていただきたい。次は、利用者アンケートに関して年 1 回利用者の方だけとられているのか。施設を使わない方へのアンケートが重要ではないかと思っている。利用者アンケートはどういう範囲でどのような設問で、それをどう活かしていくのかということに関して、所管課のお考えがあれば教えてください。

説明員：このアンケートは利用者、利用団体を対象にしています。講座を利用している方にはその満足度、職員の対応、具体的な利用回数、備品等の利用状況、施設の案内状況、施設の役割、お住まいの地域などをアンケートしています。

委員：もし利用地域が偏っているとすると、審査基準案「イ④利用拡大の取り組み内容は適切か」が利用者だけに聞いたのでは評価できない。もし偏っているとすれば、その対策といったものも審査基準に入る。アンケート結果で何か改善したところがあればまた教えてください。この施設というのは福祉避難所などの指定は受けていますか。

説明員：福祉避難所の指定は受けていません。

委員：体育館では辛い方がここに避難されるという運用はありますか。少なくとも津波避難所ではないですね。普段は避難所の扱いはしていないが、福祉避難所になる可能性は高いという理解でよろしいでしょうか。

説明員：一般の避難所にも指定されていません。近くに光陽地区公民館がありますので、そこが一般避難所となっています。

委員：緊急時の避難訓練は建物から外へ人を出す訓練ということか。

説明員：はい。

委員：管理基準の大きな特色は、工だと思う。審査基準との関係から言えば、「イ②自主事業の内容が、施設の設置目的や市の管理方針に相応しいものか」がそれに該当するのか。また、施設設備の維持管理の内容「イ⑪市が求めている内容が事業計画書で提案されているか」という項目があるが、先ほどのイ②と同じようなものなのか、それとも設備管理に関してだけというものか、どちらか。イ⑪は施設設備のことというよりも、事業の内容ということに読める。イ②とイ⑪が重なるように読めるが。

説明員：イ⑪は施設管理の意味合いで入れております。

委員：もう少し具体的に書かれたほうがわかりやすい。

説明員：表記について検討させていただきます。

委員：事業計画書の施設管理計画に反映されているか、ということですね。事業計画書だけだと、ソフト事業も含んでいるように聞こえてしまうということです。

委員：管理上の瑕疵以外による施設・機器等の損傷のところで、基本としては指定管理者がリスクを負担するとある。30万円を超えるところは、協議事項という解釈でよろしいですか。

説明員：比較的小規模な額に収まる修繕などは、指定管理者に行っていただくということです。30万円を超えるものは、協議のうえ基本的には市が修繕するという意味です。30万円というところで、線引きをしています。

委員：施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害については、協議事項となっている。具体的にはどのように考えているか。

説明員：基本的には協議事項となっていますが、市が責任を負うべきものと考えます。

委員：施設・機器の不備によって利用者へ損害を与えた場合は、設置者が責任を負うのが原則だと思う。

説明員：記載を改めます。

委員：下野町という地域性で、アンケートの結果を見ても、地域的に一部の人になる傾向にある。それを拡大できるような方策をとっていただきたい。いきいきネット相談支援センターの設置というのは自主事業か。

説明員：指定管理業務外です。いきいきネット相談支援センターを、指定管理業務外で別途設置して展開しています。参考として記載しております。

委員：直営事業、自主事業どちらか。

説明員：いきいきネット相談支援センターは、別の事業で市内11箇所にセンターを置くということで行っております。現在相談支援センターを受託しているのが社会福祉協議会です。その社会福祉協議会がこの施設に相談支援センターを設置しています。必ずしもここに絶対置かなければならないということではありませんが、受任者が同じですので、この施設をそのセンターとしても使用しているということです。

委員：男の料理教室なども同じか。

説明員：これらは、いきいきネットで行っているものです。

委 員：いきいきネット相談事業は、社会福祉協議会に委託されている事業ですね。

説明員：はい、そうです。

委 員：別の契約だから、指定管理業務から除外しなければならないのではないですか。

説明員：この館で行っている事業の参考として、記載しましたが誤解を招くのであれば削除します。

委 員：現協定書と新協定書との変更点がないとあるが、全くないというのがかえっておかしい5年間やっていれば、ここをこう変えようかというのがあると思う。最終的には無しという結論だが、ここを変えるべきではないかなどと今思っていることはありますか。

説明員：現在、大きな項目で変更する想定がなかったということです。まだ今年度も指定管理期間はありますし、何らかの変更は出てくる可能性はあります。大きな変更点は今は無しという趣旨で記載しています。

委 員：現状で特に問題なしという認識でよろしいですか。

説明員：はい。

委 員：市民へのサービス提供が低下しないように、一定の委託料を支払うこととするとあるがこれはどういう意味か。指定管理料と別に委託料を払うのか。

説明員：指定管理料以外に払うという意味ではありません。記載の真意が伝わりにくいので、こちらを改めることを検討します。

委 員：確認だが、市の支出費目は、指定管理料は委託料で払っているのか。

説明員：はい。

委 員：指定管理料 括弧 委託料 と表記すれば分かる。

委 員：確認します。一つ目は、選定基準案イ②とエ①が重複しているので、峻別していただきたい。二つ目は、市の地域福祉施策との連携という限り、市の地域福祉施策そのものを主とするところに対応する項目を選ぶべきです。地域地元団体、ボランティアとの連携という項目で測られるのだろうかという疑義が出されたということです。三つ目は、「ア①一部の利用者に対して不当な利用制限他不適当な優遇措置が存在していないか」というところに関して、クラブに関して疑問が出た。それとあわせて、「利用拡大の取り組み内容は適切か」に対応するのだが、ここのところをどういうふうに利用拡大するかということについて、アンケート以外には出てこなかったのではないか。それで本当に利用拡大できるのか、という思いがややしたということです。四つ目が、「イ⑥」は削除しますとのことでした。五つ目が、「イ⑪」については市が求めている内容が施設管理・ハード管理という内容を分かりやすくするということです。これらの点について点検を加えて修正してください。

委 員：イ②が自主事業の内容ということですから、そもそも指定管理として出す事業の評価というのはどこで評価すればいいか。

委 員：つまり自主事業というのはどれを指すかということです。

委 員：自主事業は提案を待つのですよね。これから出てくるものを待つ。そうすると指定管理

業務である体操教室などはどこで審査すればいいのでしょうか。

委員：イ③ではないでしょうか。

委員：ここで施設管理以外の指定管理業務を審査するということですね。

委員：事業は指定管理業務と、応募者が提案する自主事業の二つがあるという理解でよろしいですか。

説明員：はい、そうです。

委員：自主事業は、提案を待たないと分からない訳ですね。指定管理業務仕様書案に書いてある6つの事業内容のうち、(1)から(3)までは市の指定している事業であると理解してよろしいですか。

説明員：はい。現在の指定管理者が、平成27年度予定している、高齢者の社会参加等の生きがいづくり等の指導訓練等を支援する業務として、指定管理者が予定しているものということで、高齢者健康体操講座ということで記載しています。必ずしもこれに限定するものではありません。参考として記載させていただいています。

委員：説明が答えになっていない。事業内容とある内容が参考とは私たちは受け止めませんでした。指定管理業務がこれであるということか。それ以外の団体が自ら提案するのが自主事業ということですか。これも含めて自主事業だというなら、指定管理業務はどこに記載されていますか。

委員：募集要項案「4 指定管理者が行う業務の範囲」とあり、そのアからウが、仕様書案の事業内容(1)から(3)なのかと、読み替えた。募集要項に入っているということは、当然市がこれをやрьてくださいと指定管理者にお願いをする業務と理解している。これとは別に自主事業として提案をすると、2段階に読めるが、違うのか。

説明員：そのとおりです。

委員：そうすると参考資料ではなくて、指定管理業務ということですね。

説明員：そうです。施設概要書で管理業務の範囲に太字で記載している事業が市の事業として指定しているものでございます。

委員：だから市の指定事業と解釈すれば良いのですね。

説明員：はい。

委員：では自主事業はどれですか。これは提案を待たないと分からないということですね。

説明員：そうです。

委員：ではこの自主事業は無い、提案は無いという場合はどうしたらよいのですか、0点にすればいいのですか。

委員：現在、自主事業は無いということですか。

説明員：そうです。

委員：社会福祉協議会が、委託事業をその場所で行っているということでしたね。

委員：それは別の委託事業です。

説明員：平成26年度は、自主事業はありません。

委員：であれば審査基準案「イ」の順番はどうかと思う。「施設の設置目的及び市が示した管理の方針」に、自主事業が入っているのがおかしくて、この指定管理者が行う業務の範囲、つまり市が指定しているこれのアイウみたいなのが本筋で評価するということになる。そうするとその下の「利用者の要望の把握及び実現策等」の「各年度の事業計画の内容は適切か」は、少なくとも利用者把握ではない。この順番を入れ替えて、自主事業のところはむしろ加点のような項目として、もし良いのがあれば加点したほうが良いのではないか。少なくとも市がこれをやってほしいというところの評価が素直に出る。検討していただきたい。

委員：おそらく「イ②」は、自主事業というよりも、市の趣旨に則った相応しいものであるかなどという意味だろう。実際に、募集要項案にある業務の範囲に対応する形で仕様書案は説明されている。

委員：それが達成されていれば、高い点数になると解釈すればよいですね。

委員：そのような形で修正してください。これは指定管理者制度とは別の話であるが、クラブという存在が悪いということはないと思う。不当な優遇措置が存在しないかどうかという点検はしていますか。

委員：クラブと利用団体登録というのがあるのですね。それらの存在が悪いということではない。それらがボランティアに関わるとか、館の運営に関わるというのはすごくいいことだと思うが、新規参入の排除になっていないかどうかの確認だけをお願いしたい。まずは実態把握をお願いします。

委員：委員のおっしゃったことは、必ずしも利用者団体制度を否定するものではない。その施設を愛する人たちが集まっていることは悪いことではない。ただし、新規参入しようとする人たちが、何らかの既得権を持った人たちが占拠している、というふうにとられない何らかの処置が必要だということです。登録されている人たちは、その代わり何かの義務を果たしている、例えば清掃ボランティアをしているとか、そういうのがあると説得しやすいかもしれない。そのあたりのマネジメントをやっていますか、ということをお聞きになっているのだと思います。

説明員：現状では利用したいという方に可能な限り利用して頂いています。新たな参入を促すとか、積極的に具体的な策を取られているかという、そうではないと認識しています。さきほど説明させていただいたとおり、講座等を受講された方たちがそのままクラブという形で残られているケースが大半です。

委員：それを防ぐためにも、新規参入を促す施策をとらないと、反発を受ける危険性がある、ということです。この話は審査基準案からは外れていますが。

委員：他はよろしいでしょうか。（特に発声無し）はい、では今日の議論を踏まえて修正してください。では次に自泉会館について、審議します。

——「自泉会館」について——

以下、質疑。

委 員：指定管理業務が何かよくわからない。「仕様書案Ⅰ②事業実施について」が「努める」となっているものが多い。これをやらなければならないというのは「Ⅰ②エさまざまなジャンルの音楽などのプロによる優れた舞台芸術を市民が身近に鑑賞する機会を提供する」「Ⅰ②キ若手芸術化の発表や展覧会の開催を推進する」だけなのか。他は「努める」なので、応募を検討している者からすると、何を書けばいいのかわからないと思う。それから確認だが、平成 27 年度に策定されたプランにおいてとあるが、まだ策定されていないのですね。

説明員：はい、まだです。応募を開始するときには策定されている予定です。

委 員：既定のものとして、このように記載してよろしいのですか。

説明員：岸和田文化事業協会が自らの財源に基づいて事業を実施していただいています。指定管理業務は、館の管理費のみしか計上していません。ですから、指定管理としては館を適切に管理する、そのみの費用計上で、あくまでもその館を活用した自主的な地域の文化事業を求めるという形になっています。特に市民の活動団体に対して、200 万円程度で別途館の活用に関する事業費として委託をしています。これは指定管理者に委託をするのではなくて、あくまでも教育委員会の委嘱を受けた市民文化活動団体として文化活動を継承していくという文化事業協会に対して 200 万円の範囲の中で事業を委託し、自泉会館で実施されているという形です。ただし自泉会館の条例に、館の役割として事業を実施すると規定されていますので、少なくとも館を指定管理していただくにおいては、その部分で自主的な事業を行っていただきたいと考えています。次に、文化振興計画でございますけども、政策決定会議、文化振興審議会においても承認をいただいたものです。現在、議会各会派にも説明をさせていただいております。策定される予定という形であるとしても、パブリックコメントは実施する予定ですので、少なくとも市民の目に触れているという認識です。

委 員：後者に関しては「策定された」ではないので、書きぶりをあらためてください。募集要項案「5 館で実施する事業の運営に関する業務 (2)」と矛盾するような気がした。それはどの事業者が指定管理者になろうが、この金額において岸和田文化事業協会に委託するというのは分かる。ただそれ以外にも、「指定管理者は、受託事業以外に若手芸術家による発表の場の提供」などとありますが、これは自主事業として書いてあるので、さっきおっしゃった会館管理だけという説明とはちょっと矛盾するように思う。

説明員：指定管理料を払うかどうかという点については、払わない自主事業を求めるということで考えています。自泉会館の条例そのものが、ここに示している館を管理する業務とは別に、条例第 4 条で仕様書案と同じ内容が規定されています。当然館を管理するについてはなんらかの館を活かした事業を出来る指定管理者でないとお任せできないだろう

と考えています。

委 員：よくわかりません。この４条の規程というのは岸和田文化事業協会の中身とは別で指定管理者に求める要件ですか。

説明員：はい、全く別です。

委 員：だが管理料しか払わない。これをやるための自主事業は提案してくださいという趣旨でしょうか。

説明員：そうです。現在のサービス水準を落とさないということが原則ですし、館を大事にしてください、館の小さなホールを活用して地域のフレッシュな方にコンサートをしていただくというような事業をしていただいています。

委 員：自主事業として、発表の場の提供とか事業の実施の提案を求めるということでしたら、それなりの予算を用意するというのが一般的な募集かと思う。違和感がある。

説明員：もともとこの自泉会館の管理をしてもらうに至った文化事業協会の成り立ちと、様々なジャンルを抱えた市民の団体組織ということでございますので、自ら様々な出演者等選んで事業をしていただいております。

委 員：今回、指定管理者候補者を公募するということは、新しいところにも同じ条件で出すわけですから、条件のところはちゃんと予算をつけておく、だが当然今やっているところの方が優位性があるという募集の方が、一般的な選考かと思う。つまり今の方法というのは、今やっているところしか受けられないような要件にしているという感がある。だから新規参入ができるような要件にし、当然現指定管理者のノウハウが優れているからそれが高得点であるという形が一般的ではないか。なかなかこれだけを見る限り、新規参入を拒んでいるように見えるので、かえって誤解があるのではないか。

説明員：岸和田市内には３つの文化活動団体がございます。岸和田文化事業協会、文化協会、岸和田文化連絡協議会、NPOも含めて、やはり館の活用できる一般企業、まさしく営利企業に指定管理を出すという想定はございません。そこはやはり館を市民の団体の皆さんに、活用して使っていただける事業を展開するということを、これをあくまでも条件として提示をしたいと考えています。それで文化事業協会しか手を挙げられない形にはならないと考えています。

委 員：受託事業としてあるものと、自主事業としてあるもの、割合としてはどれぐらいですか。

説明員：現在市から委託している２００万円で年間４本ほどです。現指定管理者が行っている自主事業は、７～８本ぐらいです。多くはこの施設がクラシック音楽のコンサートに適した施設でございますので、若手芸術家、これから旅立つフレッシュな方に発表の場を提供する事業や、現代美術の展覧会などです。施設の規模は小さいですが、その小さい規模を活かした事業展開をしています。

委 員：それとともに、館そのものの管理をしていただいているということですね。浪切ホールと文化会館と自泉会館の、それぞれの位置づけは、どのように考えているのですか。

説明員：浪切ホールが１,５００席の大ホールと３００席の小ホール、文化会館が５００席の中ホー

ル、自泉会館が本当に小さなホールと展示スペースです。よって自ずとそれぞれの役割が違います。ただ自泉会館も浪切ホールも、直営の文化会館も、三者三様の管理主体で行っていますので、きちんと３館で合同で事業に取り組んで市民参加を求めていると、３館で合同して市民参加の劇でありますとか、事業を展開しています。そのような事業に協力していただくということで考えています。

委 員：それは具体的に３者間の会議を開くなどということはされているのですか。

説明員：３者で定期的に協議させていただいています。

委 員：内容なども重ならないような配慮をされているのですか。

説明員：そうです。３館で合同でするものは、市民の出演者を募集して、先生を招いて、先生に指導いただいて、発表まで繋げるということもしています。プロの公演という事業ではありませんので、一から作り上げるという事業をしています。

委 員：建物そのものが登録有形文化財ということで、通常の建物のメンテ以外に特別な配慮は必要ですか。

説明員：老朽化ということで白蟻や施設の一部滑落など様々なことがあるのですが、文化財ということで施設に関することにつきましては、全て市がリスクを負うという形でリスク分担表案を作成しています。ただ指定管理者においては、日常業務に困るようなトイレの詰まりなどは対応していただきます。基本的には建物をさわるという部分につきましては、文化財関係の許可が必要となる場合があるので、市が全て対応します。

委 員：そこは市の責任でされるわけですね。

説明員：はい。

委 員：築 83 年ということで老朽化が進んでいるから、審査基準は「イ⑭施設・設備の維持管理の内容は適切か」「イ⑮施設・設備の維持管理の内容は効率的・効果的なものか」という基準が分かれているのか。また実際にそれがチェックできる体制なのですか。

説明員：文化財ということで、非常に気を使っています。例えば貸館として市民の方が使われる時も、張り紙をしないようにであるとか、押しピンの使い方などについてです。特に維持管理の部分につきましては、市民が使われる場合でも現場で必ずチェックをして、文化財を傷つけないようにということで意識付けをさせていただいています。

委 員：「イ⑭」と「イ⑮」は重複しているわけではないのですか。

説明員：行政改革課の例示にあったものでして、あえて結合する必要はないだろうという判断です。ただ、「適切か」というのは申し上げましたように文化財を傷つけないようにという配慮は当然だと考えています。「効率的・効果的な」ということは、過度な費用の発生はしませんけれど、効率的な電気の管理などというところで、きちっと効率的な運営をしていただくという理解です。

委 員：これは高齢者ふれあいセンター朝陽も、浪切ホールもそうになっている。

委 員：築 83 年だが、鉄筋コンクリート造りである。

説明員：そうです。

委 員：しかしやはり滑落などがあるのですか。

説明員：漆喰で出来ている場所があり、乾燥の具合によって端のほうから滑落するなどというようにございます。

委 員：「ウ②文化・芸術への見識や実績、専門性などを持った体制を整えているか」というのは学芸員を置くというようなことか。

説明員：学芸員ということまでは考えていません。現指定管理者であれば、色々な活動をされている方がいます。文化的な物を使うことについても舞台の設営についても、相談に乗れる体制というのは整える必要があるだろうということです。学芸員までは考えていません。

委 員：学芸員までは要求していないということですね。

説明員：文化的建物ですので、城周辺に観光に来られた方々も見学されます。その場合には館の歴史などについて、説明していただいています。

委 員：岸和田城、だんじり会館、自泉会館も月曜日が休館日なんですね。

説明員：そうです。

委 員：応募者によって差が出てくるのは、募集要項案「5 館で実施する事業の運営に関する業務（2）文化芸術に関する集会、講演会、展示会、発表会等を開催すること」という部分だと思う。さきほど委員の発言にもあったが、岸和田文化事業協会に200万円の基本的事務は委託するという事になっている。公募といいながら半非公募という感じはする。それについては理解できるが、例えば新たにBという企業が受託したときに、文化事業協会の使用が日数的に多いと、問題があるのかなと思う。

説明員：200万円の委託は、業務委託ですから市の事業です。市が使うという認識です。ただし岸和田文化事業協会につきましては、当時教育委員会で委嘱して準備委員会の中から、きちんと文化に対応できるということで立ち上げていただきました。協会の中で、自主的な事業が行われるという部分には、確保していかなければならないと考えています。

委 員：協会が悪い、と言っているわけではないのですが、そうであれば先ほどおっしゃったように非公募にすべきです。この場合は選考委員会なので、公募という形式を取られているので、それに合ったような書式に整えてほしいということです。そういう形を整えないと、整合性が取れないということです。例えば、指定管理者は文化祭事業の事務局を担う必要があるとありますが、こういうことを書くのがいいのかどうか。こういうのは全部プラスアルファみたいなのにして、公開プロポーザルにして良い提案をしたら高得点になるというような書き方にできませんか、という話です。

説明員：歴史的な経過から非公募にしてほしいと強く申し入れはしたのですが、前回いったん公募にしたものは非公募に戻せないという改革の判断でした。ただ確かに公募にして事業協会が外れた時に、市民の活動団体としての文化事業協会が存続できるのかという問題は考えていかなければならないとは思っています。

委員：それはこの場では発言しないほうが。審査基準の出し方で、今やっているところが素晴らしい提案をして高得点になるような書きぶりは、審査基準と募集要項でできるでしょう。こんなふうに限定して書かれると辛いものがあります。

説明員：おっしゃっていることは分かっていますが、条例に指定管理者は次の各号に定める事業を行うものとするという第3条が、この業務の範囲をそのまま書かれている自泉会館条例となっています。第4条に自泉会館は次の事業を行うということで、あくまで事業をする、自泉会館ですという条例になっていますので、自泉会館が管理運営するところが自泉会館に与えられた使命を全うしていただくという必要があると考えています。

委員：自泉会館というのは実態としては、指定管理者ということですか。

説明員：そうです。指定管理者制度、管理委託制度が無い時代から、市民の活動団体に委託した施設でございます。制度の移り変わりもありましたが、現指定管理者が管理しているということでございます。

委員：そうしたら5年毎に指定管理者が変わったら、こういう文化財、文化的価値のあるものを保存する主体が変わってしまうということですか。

説明員：そういうことになります。

委員：であれば、条例そのものを改正して、文化事業協会と自泉会館を一体化するようなことを考えられたほうが、筋はとおると思う。

説明員：協会の設立経過から見ても、また公募ですのかというご批判も受けます。プロの芸術プロデューサーが管理しているわけではなく、あくまでも市民の地域の活動されている方によって、会費を集めて組織されている団体ということですので、ロコミなどこういう活動している方がいる、という方に対して小さなコンサートであるとか展示の機会を与えていくという施設になっています。

委員：指定管理者審査基準で変更しないといけないというところを整理します。「イ⑬」が建物管理だけに限定されていることが分かるように変更してください。

委員：文化芸術活動に関する集会などに関しての審査はどこですればいいのでしょうか。

委員：「イ②」でしょう。

委員：もう少し書き足してもらったほうがよい。「イ②」は主語がない。

説明員：はい。

委員：「イ④」に情報の発信だけが特出しされているが、求められるのは「文化芸術に関する集会」や「市民相互の文化的交流の場に供すること」だと思う。

委員：募集要項に自主事業をすることを期待すると書いているのだから、それも項目に含めてはどうか。

委員：「イ⑨」に「自主的に」ということは書いてある。「イ⑨」を外して、自主事業については加点にすればいいのではないか。

委員：以上でよろしいでしょうか。（異議なし）

委員：最後の意見を補足しますと、随意指定であってなんら問題が無いと思うのだが、そうで

はないというのなら、随意指定とならざるを得ないペーパーを作るといのも一つの方法だと思う。市民が指定管理者になるということは、ある意味だが良いことでもある。ただ問題は透明性とか外部評価性とかを導入するということです。既得権がそこで固まってしまうような処置を行うということです。それが大事です。むしろ大手の企業体に任せると安心かもしれないけど、結果的にお金が市外へ流出する危険性もあるわけで、市民の財産を市民に還元するという点では優位性はある。ただそれが一部の市民だけ得しているじゃないかと言われないようにするために手を打とうというわけです。東の水戸、西の岸和田と言われた時代から頑張っておられた団体というのは、私も知っています。天下に鳴り響いた岸和田の時代の勇士たちというのは分かっていますが、時代は変わっていきますし、市民から見たときにそこに既得権が出来ていると言われないうに。

説明員：そういう意味では5年毎に見直しするということはいいいことだと思います。

委員：はい、それでは以上でよろしいでしょうか。（異議なし）

委員：では、今の意見をもとに、ちょっと修正してください。

委員：では次に、浪切ホール及び旧港地区立体駐車場について審議します。

——「浪切ホール及び旧港地区立体駐車場」について——
（文化国際課及び産業政策課が施設概要等説明）

以下、質疑。

委員：施設概要書ですが、浪切ホールの指定管理期間は6年間となっていますが、旧港地区立体駐車場は5年間となっているのは誤りですか。

説明員：誤りです。修正いたします。

委員：審査基準に「賃金水準は適切か」とあるが、これは賃金水準だけですか。

説明員：賃金水準については、基準を作っています。

委員：賃金水準というのは従業員の賃金水準ですか。

説明員：そうです。館長であれば概ねこの程度と決めたいので、実態に応じた支払額で実績報告をいただくことを考えています。

委員：以前にがんこで不払いということがあったので、そういう意味も込めて賃金水準と書いているわけではないのですね。

委員：そういうわけではございません。やはりあれだけの規模の施設でございますし、職員がきちんと定着して意欲を持って働いていただくなかで、一定の賃金水準を確保していこうという意味です。

委員：であればことさら賃金水準だけではなく、募集要項案の従業員の適正配置にある労働条件の点検を行うともあり、ここと対応させているということですか。

委員：今までは定額の人件費の中で、指定管理を行っていたのですが、労働条件がどうかとい

う議論もありますので、実態の支払については所管課と審査委員会も閲覧できるということを考えています。

委員：労働条件の点検の為でしたら、支払金額だけではなく勤務体制とかタイムカードとか労務管理に関する資料の閲覧を求めることが出来るというふうにしていきたい。

説明員：わかりました。お金だけではなく、勤務実態等についてもということですね。

委員：出勤簿等を含むということで、労務管理に関する資料等としていただいたら色々なものが見られます。これだけ人数が多いところですので、小さな施設ではないので。審査基準案も賃金水準は適切かだけではなく、労務管理は適切かという形にしていきたい。

説明員：了解しました。

委員：推進プランをチェックしていないので、よくわからないということはあるが、文化ホールとしての機能以外にまちづくりの拠点というのは新たに加わったものですか。

説明員：もともと浪切ホールを建設したときに旧港地区のシンボル施設として地域の活性化が、設置条例の目的でもあります。近隣の商業施設また商店街、駅からのアプローチも含めて、商店街連合会等々とも連携した地域の活性化策というものを仕様の中に入れていたいと考えています。

委員：それは今の指定管理者にも求めていることでしょうか。

説明員：そうです、今の指定管理者にも求めています。

委員：これをきちんと読んだら、アートコーディネーターだけではなく地域コーディネーターもいないと、出来ないのではないかと思います。地域コーディネーター部分のところの表記が薄いかなという印象を受けます。それから仕様書案の基本方針の事業実施のア～キの記載と、文化芸術振興に係る企画事業実施にかかる基準のところ、どれがどこにあてはまるのか、一読しただけでは分かりにくいので、これは整理されたほうがいい。例えばアに関しては、これとこれというような形がないと、書類は書きにくいです。それから一番分からないのが、この企画事業という言葉はどういう意味で使っているのか。市がこれだけはやってほしいというので明確に出す基準と、指定管理ですから自主事業というところがある。全部企画事業という言葉で代表されているのか、企画事業の項目がどれなのか。つまり、市として公金を出すのでこれだけはやってという部分と、そのお金の出し方、全部 3 分の 2 というものと、違う印象を受ける。例えば市がこれだけはやってというところで採算にならないでもやらなくてはいけない事業があるのではないかと。そこに関しても 3 分の 2 であるし、他の営利事業についても 3 分の 2 というように読めてしまう。

説明員：企画事業というのは、どういう事業であったとしても浪切ホールを活用して、公演をしていただくというのは企画事業として考えています。ただ 1,500 席のホールで黒字になるような公演というのはほぼございませんので、やはり黒字になるということ 2000 席、3000 席ないとそれなりの公演は呼んでこれない。その中で、歌舞伎であるとか伝統芸能の部分を織り交ぜながら、企画事業全体の中で上限を定めて指定管理料に含めま

しょうということで考えています。ですから公演で儲かるというようなものは今の事業報告書を見ている限りにおいても、ほぼないという状態です。

委員：確認しますと、全て自主事業、むこうからの提案待ちで、ただその計画を所管課で精査して上限に基づいて3分の2というのが、このフレームですか。

説明員：はい。自主事業と企画事業の言い方ですけども、指定管理者制度の運用指針に、自主事業というのはあくまでも指定管理者の自らのお金と責任で持って完全にしなさい、と切り離しなさいということなので、そうではなく浪切ホールでは指定管理業務として当然文化事業を取り入れるということで企画事業という言葉を使っています。浪切ホールはレストラン等については、目的外使用ではなく目的内使用ということで、当初から行っています。それについては本体業務とは違いますが、附随する業務であるという形で自主事業の一部として整理しています。

委員：推進プランではそういう位置づけになっていると。

説明員：そうです。特にこの公演をというわけではないですが、色々なジャンルの良質な舞台芸術を展開してくださいと。事業配分の考え方については細かく提案書の中でいただくことを考えています。

委員：自主事業として提案を募集するには、かなり細かく方針とか決まってらっしゃるので、市の指定管理業務かと思いました。細かい話ですが、管理方針の事業実施のA～Oとあるが、これのOの意味がわかりません。「広域施設として、地域における人材育成や文化振興の支援に努めること」、広域施設としてというのは、大規模ホールを持っているとかという話と、地域の人材育成というのは別の話ではないか。ついでに言うが、書類の番号の打ち方がひどい

事務局：文書事務に関する規定がありますので、そちらと照合した上で公表することを所管課に求めます。

説明員：大きな施設ですので、色々な市民を支援するなかで自泉会館、文化会館を含めて3館で、今は研修などを一緒にしていただいたりしています。そういう文化を担う次世代の人材育成というものはある程度お願いしたいということと、広域施設であるかどうかというのはあるが、特に堺市以南ではかなり大きな施設として文化をされる方、様々な市域から交流がありますので、そういう意味で広域施設というイメージをしています。その部分について特に絶対こうであるというような認識はありません。

委員：例えば広域施設という話でいうと、審査基準の「イ④周辺地域の活性化」とか、市外からも来るという話と、団体の支援だったら、ネットワークは切り離さない一つの項目に入っているのはすごく違和感がある。おっしゃるように団体の支援などは大事なので、むしろそれが審査項目にも入ってくるだろうし、おそらくこのホールの中核機能なのかなという気もする。

委員：再委託についてですが、レストラン業務を含めるということですか。

説明員：そう考えています。市が直営で出来ないであろうものは、再委託になると考えます。

委 員：その場合の市の管理というのは、きちんとお考えでしょうか。

委 員：今回の募集附帯事業としてレストラン業務をしていただく部分につきましては、光熱水費の計算方法しかり売り上げの把握方法しかり基準として定めて、きちんとその部分でいただく光熱水費等の部分については負担いただく、売り上げの 10%の部分でいただくということで整理しています。

委 員：経理の部分はそうかもしれませんが、ただ衛生の面とかについてはどのようにお考えでしょうか。

説明員：なかなかそこまで立ち入ってというのは難しいのですが、当然ながら衛生管理というのは法令遵守という中で、第三者委託であったとしても適用されると認識しております。そういうものに齟齬があるとすれば市のほうから指導できると考えています。

委 員：そういう意味で、「ウ⑤⑥」があるという認識でよいか。

説明員：業務の再委託先の指導育成、研修も含めて指定管理者がきちんとすべきものであるという認識です。

委 員：指定管理料、利用料金については現在と変わっていて、どうなるのかは想像がつかないのですが、募集要項案にあるように館の指定管理に係る費用は市が支払う指定管理料を細分化されているように思うが、利用料金収入も最後は同じということになるのですか。

説明員：館の管理運営に関する指定管理料の計算と、企画事業等に関する部分、それから駐車場に関する部分というものは別々に指定管理料を計算するという形にしています。ただ企画事業と管理事業との間での指定管理料の流用は認めないということにしていますので、当然企画事業で穴が開いたとしてもそれは補填しないということは明確にしています。あくまで館の管理は管理、運営は運営ということです。

委 員：レストラン収入の 10%だけ入ってきて、その他収入は全部指定管理者に入るという認識でしょうか。

説明員：そうです。

委 員：細かい話ですが、10%というのは消費税込みか抜きかはっきりしておいたほうがよいのではないか。

説明員：税込みのイメージです。ただリスク分担でいいますと、税を先取りして 110 万円を境にしてリスク分担をしようかと考えています。

委 員：どう変わるのかわからないので、本来であればシミュレーション表のようなものをつけていただければ分かりやすかったです。

説明員：所管課ではきちんと試算はしていますが、今日求められている資料としては用意していません。申し訳ありません。シミュレーションした中で、限度額というものも設定しています。

委 員：流用がダメということであれば、そういう監査チェックもちゃんとしておかないと、企業にはそういう流用もしたいという考え方もあると思う。

説明員：流用可能としたのは、館の運営管理に関する指定管理の部分と立体駐車場の管理に関す

る部分、施設管理の指定管理料間の流用は故障等色んなことがありますので、可としました。企画事業、文化事業を行っていただく部分の会計については、上限も定めていまずし、流用も補填のための流用は出来ないという形にしています。

委員：企画事業と自主事業の分別は分かりました。前回の指定管理者選定の時は、自主事業ということで非常に混乱しました。企画事業も含んでいましたので、それが整理されたことは分かりました。ただこの企画事業の実施についての分類と、委員の指摘にもあった事業の実施方針との分類が、整合性があるのだろうか。「基本方針における事業実施」が具体的に、例えば「企画事業実施に関する基準」に反映されているべきではないのだろうか。これが一致していないのではないか。ここにある「鑑賞型事業、参加型事業、広域施設の役割発揮、市民文化活動の支援、その他」となって、その次に「友の会、来館者サービス」となっているが、この企画事業の実施のポイントはここの部分だと思う。

説明員：分かりました。整理します。

委員：応募者からすると混乱する。もう一つ言いますと、鑑賞型事業とか普及型事業とか参加型事業、地域への貢献、この分類は文化庁の分類を使っているのですか。

説明員：このあたりは前回の指定管理者公募の際も、このような書き方をしていましたので、そこは変えることはしていません。

委員：であれば、平成 27 年度に策定される推進プランの分類を使ったほうが良いのではないのでしょうか。

説明員：了解しました。

委員：市がプランを無視していることになる。それを活かすためのホールでしょう。

説明員：はい、そうです。

委員：それをやっぱり踏まえるべきではないか。これが整合していないのが後ろのほうがプランを受けているからかなと、だから変わっているのかなと。どっちも分かりにくい。この分類も古い。十数年前のモデルで、どっちか言うと、世代別にはどうなのか。0 歳から 100 歳までいて、幼児から働き盛りの人から、きちっと年代別・性別に区切るなどして、分析したうえで、企画事業をたてるべき。その次がホールで供給できるのは音楽、演劇、あるいはオープンにすれば美術も出来るかもしれない。そういう可能な事業をどれぐらいアートの分野でクリアランス出来るのか。マドカと自泉会館とどういう役割分担しているのか。だから浪切ホールではこれをするというようなことが見えないといけない。それからもう一つ、浪切ホールの近辺の人だけが得をするのか、アウトリーチしないのか。あるいはインリーチしないのか。出張して学校に供給するとか、園児などを招待して浪切ホールに来てもらうとか。そういう事業はどこにもない。これでは地域への貢献などと言っても、実現できないのではないか。

説明員：アウトリーチというのは、文化会館としてすべきなのか浪切ホールとしてすべきなのか、非常に悩ましいところではあります。どういう形でアウトリーチしていくかということも含めて、色々検討しないといけないと思っています。

委員：その時代に来ているのではないですか。それからおっしゃったように、浪切ホールは黒字で稼げるようなホールではないです。行政もはっきりおっしゃってはどうか。ここではお金を儲けるのは無理ですと。やることは全部社会投資だと。そうすると、一番最後の書いてある成果目標なんてポピュリズムでやりなさいと言っているのと同じではないか。例えば障害者のための音楽祭や低所得者を呼び込み芸術に触れる機会を提供するといった時に、売り上げは充分に上がらない。社会的少数者というのは圧倒的に人口が少ないわけですから。そのような方々を相手にしていたら 50 万人なんか無理であると、切り捨てることにはなりません。公共ホールの役割として、それは大事ではないのですか。民間の演芸場と違うのだから。民間演芸場の役割というのは自主事業でやってくれたらいい。

説明員：成果目標 50 万人は今来られている人数をそのまま書いています。無理に伸ばすというものではありません。概ね使われている来場者は維持しなさいという意味での目標です。そこまで極端に目標を伸ばして無理をして集客をしなさいという意味では全くございません。

委員：法令遵守として法令を並べているが、劇場、音楽堂活性化法及び劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針には、地域と連携しましょう、学校と連携しましょう、福祉施設と連携しましょうと書いてある。その取り組みをむしろ今後は増やしていくべきではないのかと。これを見ていたら、本当に古いカテゴリーで、鑑賞、普及事業と。

説明員：アウトリーチも含めて、どういう形で、例えば指定管理者の支援を受けてマドカホールがするのか。民間企業が受けていただいているので、自らが派遣できるような人材をなかなか送れないというのも現実ではあるかと思う。市内の芸術家の方々に登録をいただいて派遣するとか、それに要する費用について指定管理者で一定負担していただくような方法など、なんらか考えていきたいと思います。

委員：選定基準の修正点や疑問点がいくつか出ました。まず「賃金水準は適切か」を「労働条件及び労務管理は適切か」に変えてくださいという意見です。選定基準の内容というよりも、仕様書案や募集要項案の書きぶりを変えたほうがよいのではないかという意見もありました。このままではやや応募する側が書きにくい、わかりにくいということです。対応する関係を整理して書きぶりを整理してください。企画事業の期待しているところが単にたくさん集客して赤字を減らすと、利益を上げるなという話ではなくて、行政が公共ホールとしてこれだけは責任を持って委任しているという、もう少し明確に理念とか方向性を出したほうがいいと思う。そういう点では、鑑賞事業というのはちょっと古いと思う。あくまでもこれは、私案ですが、世代別事業はどれぐらいの並びなのか、それからジャンル別にはどれぐらいクリアしているのかとか、それから地域別にはどういう風に皆さんにサービスできるのか。全てのジャンルというのは丸ですね、世代というのはピラミッド、人口ピラミッド、丸三角四角といつも言っているのですが、それに

対応した公共芸術文化供給事業というのが、今の浪切ホールに望まれることではないでしょうか。

説明員：地域別というのは難しいかもしれませんが、検討してみます。浪切ホールは指定管理者にお任せしていますので公共利用もすべからく有料という取扱いをしています。ですから行政が借りて、お金は払ってもらっています。文化会館は公用使用というのは配慮しています。それら、使い方も含めて検討したいと思います。

委 員：3つのホールの役割分担を市民に分かるようにしてください。

委 員：採算路線に乗らないのが文化会館ということであれば、いまおっしゃった3つのホールの役割分担が分らないと、審査基準の「イ①②⑦⑧」とかをどうすればいいのかスタンスが定まらないところがある。「各年度の事業計画の内容は適切か」とか「利用拡大の取り組み内容は適切か」。「利用者からの意見苦情」、これは単純にホールに何か催しを聞きに来た人だったら、落語とかそういうものが要望になってしまう。それだけで判断していいのか、今の話だったら障害者向けのアートなどはここではなく、別のところでやるとおっしゃった。その辺の切り分けに関して、別途資料があると軸足を定めて審査が出来ます。

説明員：今、ご指摘がありましたようなことについては、浪切ホールは有料ですので、中学生の合唱コンクール大会のための練習については文化会館を開放していますし、障害者の作品等についても文化会館で開催しています。文化会館のホール 500 席と展示場も十分なスペースもありますので、そういう分野については出来る限り文化会館で受け入れたいと考えています。

委 員：企画事業の提案に関する審査基準はこれでいいが、その提案内容の中身について、市として相手にもとめるミッションがもっとクリアにならないと、我々の審査が大衆迎合になってしまう。

説明員：了解しました。

委 員：お客さんがたくさん来たらよいという審査でいいのかということです。

説明員：了解しました。

委 員：以上で本日の委員会は終了いたします。